

令和6年11月12日

- ・ いじめの認知件数 1件

- ・ 「いじめ」の定義～いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）～

「いじめ」とは児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

- ・ 「いじめの対応について」いじめ防止基本方針に従い下記のとおりに行っております。本校は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、組織として判断し、いじめと認知したものについては、直ちに全て教育委員会に報告し、加えて、学校に集められた情報は、個別の生徒ごとなどに集約し、全ての教職員が認知した情報の共有化を図っております。また、いじめの認知が確認された後は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、被害生徒又はその保護者への支援や、加害生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行っております。